

第 6480 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 14日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 新型コロナによる固定資産税の減免措置

Q : 新型コロナの影響で収入が減少しています。固定資産税の減免措置があるそうですが、どのような内容なのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

新型コロナの影響で事業収入が減少している中小企業者や小規模事業者には、令和3年度の固定資産税や都市計画税をゼロ又は1/2とする措置が講じられています。

①減免対象

- ・ 事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・ 事業用家屋に対する都市計画税

②減免率

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率が50%以上減少している場合は全額、30%以上50%未満減少している場合は1/2です。

③対象者

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合
ただし、大企業の子会社等は対象外です。

④手続き

売上や対象となる事業用家屋・償却資産について認定支援機関等の確認を得た必要書類を市町村に申告します。

⑤申告期限

令和3年1月31日。ただし、それまでに認定支援機関等で確認を受ける必要があります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

